

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/25

最終更新日 2021/10/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和3年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人宇都宮大学
法人の長の氏名	更新あり	学長 池田 宰
問い合わせ先		総務部総務課法規調整係 Tel : 028-649-5011 Mail : syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
URL		https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/administrative-corporation.php

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>〔確認方法〕</p> <p>令和3年度第2回経営協議会（令和3年6月23日開催）において、適合状況報告書確認スケジュールについて説明を行った。令和3年9月に意見照会を行い、いただいた意見を踏まえた修正報告書（案）を、令和3年度第3回経営協議会（令和3年10月20日開催）において審議した。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>〔全般〕</p> <p>【意見】</p> <p>本報告書をA4サイズ1枚程度に簡潔な表現にして公表すると、宇都宮大学の取り組み姿勢が広く伝わるのではないかと。</p> <p>【対応】</p> <p>ダイジェスト版を作成し、ホームページに公表します。</p> <p>〔原則1-2〕</p> <p>【意見】</p> <p>宇都宮大学の各学部は、ミッションを踏まえ、目標達成の戦略を策定し、毎年その内容を年度計画に反映して実行している。その成果は、「宇都宮大学内部質保証システム」に基づく実績評価により、検証されている。この検証は、質疑を含むヒアリング形式で実施されるが、経営協議会の学外委員が出席し、その意見が反映されていることは、評価する。</p>

〔原則1-2④〕

【意見】

目標戦略の検証は「アクションプラン統合報告書」に良く反映されている。

宇都宮大学の価値創造として、地域活性化のエンジンの役割を担っているか、吟味する必要がある。「インプット」として“地域、社会との連携”、アウトプットとして“シンクタンクとしての「知」の提供”、“地域経済の活性化”を唱っている。分野ごとに貢献度は違っている。

地域を構成する企業の90%以上は中小企業で、これらの企業が地域経済を担っている。栃木県も例外ではない。多くの地方自治体や地方大学では、起業家支援・ベンチャー企業支援を地方創生の基本と考え、実施している。宇都宮大学も地域創生に力点を置き、エビデンスで語り、「アクションプラン」の記載の通り、地域活性化に貢献していくことが望まれる。

【対応】

第4期における「アクションプラン」においても「地域の起業家人材に対する研究開発支援、教育支援を行って地域の起業・新産業創出に寄与する」戦略を掲げています。

〔原則1-3⑤〕

【意見】

宇都宮大学の同窓生からの外部資金の獲得が少ないので、対策を講じる必要がある。他大学では、同窓生からの資金獲得に熱心なところが多い。

産業界等からの外部資金獲得の成功事例を示し、寄付等の促進を図ることは大切である。

【対応】

昨年度末に各学部同窓会に対して、全学的な同窓会組織についての協議を開始しました。引き続き寄附金獲得を含めた大学との更なる連携強化について検討を重ねてまいります。

また、企業に対し産学連携活動に関する満足度を調査する等、特長的な取組や成功事例について取り纏め、産業界への積極的なアウトリーチ活動への活用を検討していきます。

〔原則1-4①〕

【意見】

“法人経営を担う役員は、戦略的な経営資源を獲得する能力を備えた人”と原則内容で唱っているとおり、役員登用は、寄付金・科研費など外部から資源を獲得してきた実績も考慮に入れたい。

【対応】

ご意見のとおり、戦略的な経営資源の獲得等の能力を備えた人材の育成・確保に十分留意してまいります。

〔原則1-4②〕

【意見】

次世代の人材育成は重要である。各々のレベルに応じて研修メニューを揃え、昇進・昇格の条件として履修状況を考慮しながら、将来の役員登用へつなげていく。文部科学省や国立大学協会等が実施するマネジメントに関する各種研修会を整備し、充実させていく。

宇大未来塾や「大学トップマネジメント研修」が次世代の人材育成にどれだけ寄与しているか、更に吟味する必要がある。

【対応】

今後も各種研修の効果を検証し、より効果的な人材育成を図るための研修計画等を検討してまいります。

〔原則2-1-2、補充原則2-1-2②〕

【意見】

ステークホルダーとの双方向性とは具体的にどのようなものなのか。その「双方向性」によって「地域との共創」は実現するのか。3月から開始した「ステークホルダー会議」が「共創の成果」を出すことに貢献するのか。学長の手腕に期待しています。

〔補充原則2-1-2②〕

【意見】

ステークホルダー会議を設置し、多様な関係者の意見を聞くことは、評価する。しかし、同窓会においては意見聴取以上に、堅固な同窓会組織の構築が必要である。学部の同窓会は存在し、大学全体の同窓会が存在しないままでよいか考察する必要がある。

現在の宇都宮大学の報告と共に、“魅力ある大学”を卒業生に発信することが重要。卒業生の眼が大学へ向けば、寄付の支援も増加すると確信する。

【対応】

昨年度末に各学部同窓会に対して、全学的な同窓会組織についての協議を開始しました。引き続き寄附金獲得を含めた大学との更なる連携強化について検討を重ねてまいります。

〔補充原則3-1-1①〕

【意見】

学外委員の選任に当たっては、地元の自治体、金融・法律・情報・出版・高校校長会・中小企業など幅広い分野から選ばれ、多方面からの議論が展開されている。前回まで、他大学の学長が委員として参加しており、宇都宮大学の方針・機密等が他大学へ漏洩するリスクがあったが、現在は他大学の学長を選任していないので、リスクは無くなった。

〔補充原則3-1-1②〕

【意見】

経営協議会開催前に、学外委員に対して十分な資料を提供しており、協議会での適格な判断や適正な議論に役立っている。

〔補充原則3-3-1①〕

【意見】

学長選考会議では、「宇都宮大学に求められる学長像」を明確に示し、学長に求められる資質・能力に関する基準を提示している。それらの基準に基づき候補者を相対的に比較し、公明正大に議論して選出している。この選考方法は適切である。

意向投票を実施しなかったことは評価する。候補者の所信や意向とは関係なく、投票者の多数派工作や学部間競争などの権力闘争に陥りやすい意向投票は、適切な選出方法とは思えない。

大学の教職員が直接投票で学長を選出できないのは民主主義ではないという意見がある。しかし、学長選考会議の学内委員は、各学部で民主的に選出され、その学部の代表として選考会議に参加・投票しているので、間接民主主義であり、適切に学長を選考している。

学長選考会議に当たり、申請書類受理・審査、所信表明会議、候補者公開討論会、候補者面接、最終決定する会議以外の学長選考会議など、すべてに監事が出席し、選考過程を第三者の立場で公正に見守ったことは注目に値し、大いに評価できる。

今回、学長選考会議の選考プロセスが改正されたが、今後も継続していくことを望む。

【対応】

今後とも、学長選考会議において定められた学長選考プロセスに適正に対応してまいります。

		<p>〔補充原則3-3-1②〕 【意見】 学長の任期を3年（再任可、任期上限なし）から、任期4年、再任2年（最長任期6年）へ見直しを実施したことは、評価する。 3年任期では、学長のビジョン実現には短い。又、2年経過後は、再任の選挙に煩わされ、学長業務に集中力を欠く可能性が出てくる。4年任期では、学長はビジョン実現に十分に集中でき、その後、選挙ではなく選考会議で実績が審議され、更に2年の再任の可能性があり、学長の力量が十分発揮できる仕組みである。</p> <p>〔補充原則3-3-3〕 【意見】 毎年1回、学長選考会議において、学長の業務執行状況が報告され、委員との活発な質疑が行われ、適正な業務の執行かどうか厳しく議論している。又、学長業務に関連する各学部長からも業務の内容が報告されている。これにより、学長の業務は厳格に評価され、学長の選考の適正性は担保されている。</p> <p>〔補充原則3-3-5〕 【意見】 今まで学長選考会議では、委員が学長選考対象者を推薦していたため、会議運営上、多少の困難が生じていた。今回、委員が学長選考対象者を推薦できないことを定めたことは、評価できる。</p> <p>〔補充原則3-4-1〕 【意見】 宇都宮大学の監事は、会計監査及び業務監査の業務を適切に遂行し、効果的に牽制機能を果たしている。学長選考会議では、全会議に陪席し、適切に運営している状況を観察・監視しながら、牽制機能を働かせ、公正な選考に貢献している。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>〔確認方法〕 令和3年度第2回経営協議会（令和3年6月23日開催）において、適合状況報告書確認スケジュールについて説明を行った。令和3年9月に意見照会を行い、いただいた意見を踏まえた修正報告書（案）を、令和3年度第3回経営協議会（令和3年10月20日開催）において審議した。 監事からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>〔原則1-1〕 【意見】 ステークホルダー会議についても言及してはいかがか。 【対応】 ステークホルダー会議について記載しました。</p> <p>〔補充原則1-2②〕 【意見】 年度毎の成果の評価に関し、役員（監事を含む。）が関与している点についても言及してはいかがか。 【対応】 年度毎の成果の評価に関して記載しました。</p> <p>〔補充原則1-3③〕 【意見】 宇都宮大学第3期中期計画における【指標：女性教員の比率20%】を達成している点について、具体的な数値を示して言及してはいかがか。 【対応】 女性教員比率について記載しました。</p>

		<p>〔補充原則1-3④〕</p> <p>【意見】 一般担保付社債の購入など、安全で財務的ポジションを改善する余裕金の運用に積極的に関与していることを示してはかがか。</p> <p>【対応】 余裕金の運用について記載しました。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は実施していません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>宇都宮大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定して「宇都宮大学アクションプラン2016」として学内外に公表しています。アクションプラン策定にあたっては、経営協議会学外委員をはじめとした多様な関係者から意見を聴取して社会の要請の把握を行っています。また、本アクションプランでは、ビジョン、目標及び戦略を実現するための工程も示しています。</p> <p>さらに、令和3年3月に、在学生・保護者・高校関係者・企業関係者・自治体関係者等多様な方々で構成するステークホルダー会議を設置して、より幅広い視点からの大学への要請の把握に努め、次期アクションプランの策定に活かしてまいります。</p> <p>・業務に関する情報（中期目標・中期計画、年度計画、宇都宮大学アクションプラン） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>宇都宮大学は、目標・戦略を「宇都宮大学アクションプラン2016」として公表し、その進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を「アクションプラン成果報告書」（2019年度からは「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」）として毎年公表しています。</p> <p>・業務に関する情報（業務実績報告書、宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>宇都宮大学は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより、経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会、教学に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会を設置し、それぞれ経営協議会規程、教育研究評議会規程により、組織の権限と責任の体制を定めています。また、これらを含めた宇都宮大学の意思決定体制について、宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書2020における「宇都宮大学のマネジメント」により、宇都宮大学公式ホームページ等を通じて広く公表しています。</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame11000003.htm</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame11000004.htm</p> <p>・業務に関する情報（宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書2020） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> <p>宇都宮大学の教員人事の円滑化かつ適正化を進め、全学的観点から教員人事をマネジメントするために学長の下に設置した、役員、各学部長等で構成する「人事調整会議」において、適正なポイント管理に基づいた任用計画を審査し、計画的な人員管理を実施しています。また、年齢構成の均等化を図るため、当会議において平成28年度から新規採用は原則、助教のテニュアトラック教員とする方針を定め、若手教員を積極的に採用しています。</p> <p>また、女性教員採用特別制度（1名ないし2名の採用枠）を活用し講師1名、助教1名を採用するとともに、新たに令和3年10月1日付で助教1名を採用予定です。また、公募要領へ「業績が同等の場合は女性を優先して採用する」旨を記載し、女性の教員を優先して採用する取り組みを行っています。</p> <p>なお、令和4年度から始まる第4期中期目標・中期計画に向けて、これまでの部局単位での管理から本部による一元管理に移行し、全学的なビジョンによる教員任用を行うべく、新たな教員任用方針を策定しました。</p> <p>職員については、再雇用職員も含めた人員管理を行い、年齢構成等を考慮した適切な人員配置を実施しています。</p> <p>国が定めている障害者法定雇用率を達成するため、全学的に障害者雇用枠を設けるとともに、障害者に配慮した業務内容、業務量及び勤務時間等の調整を図るなど、障害者雇用を推進しています。</p> <p>さらに、平成30年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業（JST）に申請・採択し、海外派遣等を通じた女性教員の上位職登用や女性教員数の増進等を目標に掲げ、女性研究者の研究力向上及び国際的な人的ネットワークの構築等を推進しています。令和3年度には、宇都宮大学3C基金を活用した「宇都宮大学3C基金女性研究者海外派遣助成金」制度の導入を進めています。</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・渉外の有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針については、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」、男女共同参画社会基本法に基づく「女性教員を増加させるためのアクションプラン」及び第3期中期計画において、女性管理職比率、女性教員比率及び40歳未満の若手教員比率の向上を図るための方針を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画 http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/about/promote.html ・女性教員を増加させるためのアクションプラン http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/actionplan.html ・国立大学法人宇都宮大学第3期中期計画 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ch-plan_3_h28-33.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>第3期中期計画期間から決算額をベースに人件費、業務費（教育費、研究費、管理費）等に係るセグメント別のコスト分析を行っています。また、第4期に係る運営費交付金の交付額や学納金、自己収入、外部資金などの収入見込額を勘案し、ミッション達成のために必要な要因を含め、中・長期的な財務状況の予測を作成しております。併せて、コスト削減（人事計画の見直し等）の検討や自己収入の増収方策（財産貸付等）の検討を行い、財務計画を策定しているところです。</p> <p>なお、中期的な財務計画については中期計画において宇都宮大学公式ホームページを通じて公表しています。</p> <p>・業務に関する情報（中期目標・中期計画） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	更新あり	<p>平成30年度からアクションプランとファイナンシャルレポートを統合した統合報告書を作成し、財務情報や非財務情報（大学の活動状況や当該年度に係るトピックス等）を公表しております。また、令和元年度統合報告書からは環境報告書に掲載していたエネルギー使用量等も盛り込み内容を更に充実させているところです。</p> <p>なお、統合報告書については宇都宮大学公式ホームページを通じて公表しています。</p> <p>・財務に関する情報 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>宇都宮大学の次代の大学経営を担う人材育成については、文部科学省や国立大学協会等が実施するマネジメントに関する研修会や、学長を塾長、栃木県知事をはじめとした県内のトップリーダーを顧問、県内外の一線で活躍する者を講師とする宇大未来塾「とちぎ志士プログラム」に積極的に教職員を派遣して人材育成を行っています。</p> <p>具体には、次代の経営人材育成のために、文部科学省主催のイノベーション経営人材育成システム構築事業「大学トップマネジメント研修」や国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップに毎回教員を参加させ、大学マネジメントに関する知識・ノウハウを修得させています。なお、参加した教員は、現在、理事や学部長、センター長等の重要な職に就任するとともに、大学の重要施策に対して学長を補佐するポストである副学長、学長特別補佐として適所に配置され、大学経営の一端を担っています。</p> <p>また、「とちぎ志士プログラム」に参加した事務職員は、当該研修で培った見識を活かして積極的に本学の職員昇任候補者選考制度に応募し、昇任しています。</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学副学長に関する規程 https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000018.htm</p> <p>・国立大学法人宇都宮大学学長特別補佐に関する規程 https://education.joueikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000104.htm</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001184.htm ・ 国立大学法人宇都宮大学戦略企画チーム規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110001189.htm ・ 人材育成方針
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p>学長は、重点を置く特命事項を処理するため、理事、副学長、学長特別補佐等の担当業務を定め、責任と権限を明確にするとともに、業務を継続的かつ発展的に遂行するための戦略的な配置を行い、大学HPにおいてその内容を公表しています。</p> <p>また、経営人材の計画的な育成・確保のために原則1-4の方策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録	更新あり	<p>宇都宮大学は、役員及び学長特別補佐のみで構成される学長ラウンドテーブル及び役員のみで構成される戦略企画本部会議において、本学が戦略的に取り組むべき重要事項について十分な検討・討議を重ね、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保に努めています。また、それら重要事項については、経営協議会や教育研究評議会等の会議体において役員と部局長等が審議し、役員会に附議しています。</p> <p>役員会は、国立大学法人宇都宮大学役員会規程第3条に定める審議事項について、適時かつ迅速な審議を行い、その議事録を大学HPにおいて公表しています。</p> <p>国立大学法人宇都宮大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000002.htm 役員会議事録 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>宇都宮大学は、大学経営及びガバナンス強化のため、他国立大学の学長経験者である者を理事として登用し、大学運営全般担当とすることで、その経験と知見を活用し、本学の経営に資することを目的としています。その担当業務・役割については、本学HPにて公表を行っています。</p> <p>また、地域産業の潜在的な成長力を引き出し、地域イノベーションを誘発させることを目的として、クロスアポイントメント制度を活用し、他大学の教員を特命学長補佐として登用しました。</p> <p>さらに、平成30年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業（JST）に申請・採択し、海外派遣等を通じた女性教員の上位職登用や女性教員数の増進等を目標に掲げ、女性研究者の研究力向上及び国際的な人的ネットワークの構築等を推進しています。令和3年度には、宇都宮大学3C基金を活用した「宇都宮大学3C基金女性研究者海外派遣助成金」制度の導入を進めています。</p> <p>・理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php</p>
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方法 の工夫		<p>経営協議会は、学外から多様な意見を聴けるよう、県内外の産業界、自治体関係者、県内教育関係者等を中心とする有識者を学外委員として選任しています。また、適切な議題を設定するとともに、実質的な議論を行うため、原則年5回会議を開催することとし、学外委員から意見を聴く体制を整備しています。</p> <p>経営協議会委員名簿 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php 経営協議会議事・議事録 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php</p>
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	更新あり	<p>学長選考会議は、学長選考にあたり、「宇都宮大学に求められる学長像」を策定し、学長に求める資質・能力に関する基準を定めています。また、令和2年度に実施した学長選考手続きにおいては、意向投票を廃止して、学長選考会議における権限と責任において、学長候補者が学長に求められる資質及び能力を十分に有しているか、慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行いました。なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、大学HPにおいて公表しています。</p> <p>学長選考会議による学長選考 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02</p>
補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無	更新あり	<p>学長選考会議は、より安定的なリーダーシップが発揮できるよう、中期計画期間の6年間を念頭に、平成31年3月に学長の任期を3年（再任可、任期上限なし）から、任期4年、再任2年（最長任期6年、特例最長任期8年）に見直しを行いました。また、「国立大学法人宇都宮大学学長選考規程」にて任期を規定し、学内外に公表しています。</p> <p>国立大学法人宇都宮大学学長選考規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000015.htm</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長解任規程」を制定し、解任の際の手続きについて規定化しています。また、当該規程については学内外に公表しています。</p> <p>国立大学法人宇都宮大学学長解任規程 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000016.htm</p>
補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長選考会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年度 1 回学長の業務執行状況を確認し、その結果について、速やかに学長に通知するとともに、大学HPにおいて公表しています。</p> <p>学長の業務執行状況の確認 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02</p>
原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>社会に対する透明性を確保するため、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、法令上公開が定められていない情報についても、大学HPのほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。</p> <p>また、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定して「宇都宮大学アクションプラン2016」としてとりまとめ、このアクションプランに基づく取組状況や財務状況をステークホルダーの方々に分かるやすく伝えるため「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」を作成し、大学HP及び冊子にて学内外に公表しています。</p> <p>なお、内部を統制する仕組みとして、コンプライアンスに必要な事項を定めた「国立大学法人宇都宮大学コンプライアンス規程」の策定、「宇都宮大学における研究者等の行動規範」、「宇都宮大学における研究費等の取扱いに関する規程」、「宇都宮大学研究費等不正防止対策に関する基本方針」の学内外への情報公開、新任者を対象としたコンプライアンス教育、教職員対象に個人情報取扱い、ハラスメント防止、日本学術振興会が発信するe-learningによる研究費等不正防止等の研修を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関する取組 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php ・ コンプライアンスに関する取り組み https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/compliance.php

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>宇都宮大学は、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、透明性を確保するため、法令上公開が定められていない情報についても、大学HPのほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/ ・ 広報・刊行物 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php ・ 教育・研究 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/ ・ 産学連携 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/ ・ 財務に関する情報 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	更新あり	<p>宇都宮大学は、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、透明性を確保するため、法令上公開が定められていない情報についても、大学HPのほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。</p> <p>また、大学HPでは、カテゴリー別（大学全体、学部・大学院、教育、研究、地域社会連携、附属施設等）及び、ターゲット別（受験生、保護者、卒業生、企業・一般の方、在学生、教職員等）への情報提供に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮大学ホームページ https://www.utsunomiya-u.ac.jp/
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>宇都宮大学では、教育プログラムごとのディプロマ・ポリシーにて、学生が身に付けることができる能力を定めています。定められた各能力を修得するにあたって、ディプロマ・ポリシーに対する到達度を「達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ）」で数値化したものを授業ごとに公開するとともに、学生が修得した能力を可視化できるようにしています。</p> <p>また、授業ごとに教育成果を享受した結果として、学生による各授業の満足度を調査し、集計値を「授業評価アンケート報告書」で公表しています。</p> <p>学生の出口となる進路状況については、卒業生及び修了者を調査し、集計結果を「DATABOOK」上で公開しています。令和2年度における学部卒業生の進学率は35%、就職率は99.6%、大学院修士課程修了者の進学率は3%、就職率は99.3%です。</p> <p>①能力：ディプロマ・ポリシー（宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/bachelor.php 根拠：達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/matrix.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>根拠：カリキュラムツリー（宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載）</p> <p>②授業評価アンケート報告書 R1以降=設問11,H30以前=設問10が満足度調査の設問 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/fd_enquete.php</p> <p>③卒業者の進路状況（DATABOOKに掲載） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php</p>
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>・ 情報公開 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/</p>